

阪南市議会議会改革推進検討会設置に関する申合せ事項

1 設置及び目的

阪南市議会の機能の充実強化、議会審議等の活性化及び議会改革推進の検討を行うため、議長の諮問機関として、議会改革推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会会員の選出及び設置期間等

- ① 検討会会員は、各会派より1名を選出する。また、会派に属さない議員から、当該議員の全てを代表して1名を選出する。
- ② 検討会会員の任期は、検討会設置日から令和3年3月31日までとする。ただし、必要に応じて議長が延長できる。
- ③ 検討会に座長及び副座長を置く。その選出方法は会員の互選により決定する。
- ④ 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、副座長が座長の職務を行う。
- ⑤ 議長はオブザーバーとして出席する。副議長はオブザーバーとして出席することができる。
- ⑥ 検討会会員に特別な理由が生じたときに限り、座長の同意を得た上で代理の会員を出席させることができる。
- ⑦ 検討会会員の変更は原則として認めない。ただし、検討会の了承を得た場合に限り、会員を変更することができる。変更した場合は、座長から議長に報告する。

3 検討項目

- ① 議会のペーパーレス化、ICT化について
- ② 議会役員構成任期について
- ③ 議員報酬について

- ④ 議会基本条例の制定について
- ⑤ その他

4 会議の公開等

- ① 検討会の会議は非公開とする。
- ② 検討会の会議は、座長が招集し、主宰する。
- ③ 検討会の傍聴は、原則として許可しないこととする。ただし、会員外議員の傍聴は、座長に申し出て行うことができる。
- ④ 会議録については、要点のみを議長の許可を得て公開する。

5 その他

- ① この検討会設置に関する申合せ事項に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。
- ② この検討会設置に関する申合せ事項は、令和2年8月6日から適用する。